

特別一般包括許可の使用制限（失効・事前届出・事後報告）

◆今回のテーマは「例のあの表」

師匠 君は、特別一般包括許可の失効・事前届出・事後報告の話が苦手だったな。

弟子 ホント手を焼いています。CISTEC の試験にもよく出るし。

師匠 君が手を焼く理由を聞こうじゃないか。

弟子 まず見出しが理解できないことですね。

「用いられる」「おそれがある」「疑いがある」、どこが違うんだろうと。

師匠 一応通達には定義が註記してあるじゃないか。

弟子 一応、定義はね。でもなんでああいう風に分けたのかが実感できないんです。

「定義」には「おそれ」を、WMD の《おそれ省令》該当 or インフォームの場合を指す

通達「別表3の表1」・・・但し一部表現を変えてある

用途	仕向地	核兵器等の開発等 (WMD 用途)	その他軍事情途 (通常兵器用途)
		失効	事後報告
用いられる場合	White 国	失効	事後報告
	非 White 国	失効	失効
「用いられるおそれ」のある場合	White 国	失効 (但しインフォームで)	/
	非 White 国	失効	
「用いられる疑いがある場合	White 国	事前届出	事後報告
	非 White 国	事前届出	事前届出

と書いてありますよね。表ではホワイト国のWMD「おそれ」に限り「失効(但しインフォームで)」としており、通常兵器懸念の「おそれ」には斜線が引いてあるけれど、でも通常兵器懸念にもインフォームによる失効は存在したと思います。それを無視して斜線で済ます「おそれ」って何を意味する概念なんですか？

論理的意味がつかめないところへ、桁目の数がこんなにあるなんて、受験生にとっては地獄ですよ。「意味なんかわからなくていいから、根性で暗記しろ」って言うことですかね？

師匠 そうだよな。しかもさ、試験の問題文も「おそれのある場合は失効しますか？」みたいな聞き方だろ？ 実務能力の試験なら「外国ユーザーリストに乗っていたら」とか「インフォームされたら」というように、具体的に問うべきじゃないか？ ああいうのを見ると、出題者の実務能力に「疑い」を感じちゃうよな。あんなの受けるのやめたらどうだ？

弟子 今のは、私ら受験生の弱い立場を知っての御冗談ですよ？

師匠 まあ、そうだ。そこで今日は、きちんと意味と論理を理解でき、丸覚えなんかしないでいいように解説をしようというわけだ。

## ◆包括許可使用を制限する理由

師匠 まず、なぜ懸念があると包括許可の使用が制限されるのかから話を始めよう。

弟子 多分ですけど、個別許可の審査基準4か条の「安全保障上の懸念がないことが確からしいか」に関係があるんじゃないでしょうか？

師匠 その通りだ。4か条の3番だね。

輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可は、次の輸出許可基準により行う。

- 1 貨物が実際に需要者に到達するのが確からしいか否か
- 2 申請内容にある需要者が貨物を使用するのが確からしいか否か
- 3 貨物が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある用途に使用されないことが確からしいか否か
- 4 貨物が需要者によって適正に管理されるのが確からしいか否か

弟子 つまり個別許可が発給できないような懸念があったら、包括許可使っちゃまずいだろうと。

師匠 まあ「発給できないような」に限った話ではないが、ワケアリ案件なら少なくとも輸出者の一存で進めてはほしくないだろうな。

## ◆「表」でインフォームを論ずるナンセンス

師匠 次はインフォームについてだ。君が言う通り、通常兵器懸念でもインフォームはある。たとえばホワイト国向けであってもだ。つまりいかなるケースでも、当局はインフォームできる権限をポケットに持っているわけだ。

弟子 やっぱりそうですか。でも表の中には書いてありませんが。

師匠 書いてあるのは表の外。元々この表は「取引許可の条件(10)」の構成要素だったね。つまり「取引許可の条件」は他にも沢山あるわけだが、その(16)にこんなことが書いてある。

(16) 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可の範囲の輸出又は取引をしようとする場合であって、その輸出又は取引が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出又は取引に対する特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、その効力を失う。

弟子 じゃあ、表の中に書いてあってもなくても、インフォームで失効させることは可能なんですね。それなら表中に「失効（但しインフォームの場合）」なんて書く意味ないじゃありませんか。なまじ書いてあるから「通常兵器懸念の場合は大丈夫なのかな」と迷うんですよ。非常に迷惑で有害だ！ なんでこんな書き方するんでしょう？

師匠 もしかしたら「その他軍事用途」は「通常兵器懸念」より広い概念だから両者はイコールじゃないというリクツはあったかもしれない。実際のところは、最初に書いた人に聞かなきやわからんが。

師匠 インフォームのことは「役所が判断すること」と割り切って前に進もう。輸出者にとって肝心なのは、「社内審査でどう判断するか」なんだから、その判断基準にフォーカスしよう。CA規制の客観要件と同じだよ。実際、セミナーでも通常兵器CA規制について、「武器禁輸国向け以外の場合、客観要件による規制はないので輸出者の判断は不要です」的な解説を耳にするだろ？ そういうわけで、ここからは「社内審査の判断基準」という切り口で話を進めるぞ。

◆懸念情報の確度から整理

師匠 懸念情報の深さ、というか確度について考えてみよう。

考える対象は、非ホワイト国向けの大量破壊兵器懸念だ。

弟子 でも確度って、どういう物差しで見るといいのでしょうか？

師匠 まずは「その懸念が確定レベルかどうか」で線引きしてみよう。

弟子 「確定レベル」というと？

師匠 買い手側が自認しているかどうかということだ。本人の「自白」があれば懸念確定、なければ状況証拠による「推測」と分けることができる。そして懸念確定イコール「用いられる」というわけだ。

弟子 用途要件に似ていますね。「用いられることとなる旨輸入者等から連絡を受けた」かどうかで考えるわけだから。でも包括許可の表では、用途要件のうち「別表行為」が「用いられる」ではなく「おそれ」に分類されているようですが、おかしくありませんか？

師匠 もし「別表行為に使用します」イコール「WMDに使用します」だったらどうなるかね？ 「もんじゅ」や「常陽」の職員は全員「WMDをやってる」ことになるんだぞ。

弟子 ああ、それはおかしいですね。

師匠 つまり、「別表行為」というのは「WMDの隣接領域だから危ない」という「推測」の一種と見るのが正しいんだね。

弟子 それで「おそれのある」という扱いで…

師匠 あわてるな。「おそれ」の話は後にしよう。まずWMDについて「推測」レベルの懸念があったらどうなるか考えよう。

弟子 即アウトとは言い切れないけど、勝手に包括許可使って輸出されたらまずいですよね。

師匠 リスト非該当品でそういうケースがあったらどうなるか？

弟子 慎重に検討して「きちんと結論出せ」ですかね。

師匠 結論出せるんなら、既に「推測」は払拭・解消されているんじゃないかね？

弟子 うん、それなら「役所に相談に来い」だな。

師匠 そう、その通り！ だからリスト該当品の場合も「事前届出」が基本になるわけだ。

とはいえ「推測」にしてももし《おそれ省令》の客観要件ヒットということなら、状況はより深刻だろう？

そういうときは「上乗せ措置として失効」で、あらかじめ個別許可申請させることになるんだ。

弟子 ははあ、それが「おそれのある」場合ということですか！

そうすると、非ホワイト国の大量破壊兵器については、右の図のように色分けできる感じですね。

容疑「確定」なので 失効(再申請せよ)	上乗せ規定(例えば 客観要件)ヒットなら 失効
	基本は事前届出 (≒役所に相談)
「自白」あり	「自白」なし(「推測」)

師匠 ホワイト国向けの**多量破壊兵器懸念**はなるだろうね？

弟子 うーん。さすがに「確定」だとまずいんじゃないですか？ 「ロスアラモアスで核兵器用に使うけどなにか？」なんて言われたら、「再申請しなさいよ」（失効）と返すしかないと思います。それで再申請されたときに個別許可を出すかどうかは別の問題として。

師匠 では「推測」レベルの場合はどうだろう。

弟子 やっぱり「基本は事前届出」じゃないですか？ その「推測」がアタリだった場合のことを考えると「事後報告」はまずいでしょうから。

師匠 先ほど言った「上乘せ」規定はどうだ？

弟子 ホワイト国向けに「上乘せ」規定はないでしょう。CA規制の対象外である以上、《おそれ省令》的な規定も存在しない筈ですから。

あれ？ そうするとさっきの図は、ホワイト国向けにも使えますね。

師匠 ここまでの考察を図にまとめるとこうなるわけだ。

**【大量破壊兵器懸念に対する社内判断基準】**

ホワイト国； — 非ホワイト国； —

《おそれ省令》の客観要件のこと  
 ・・非ホワイト国向けのみの  
 上乘せ規定

	買い手自認（「自白」アリ） =「確定」レベルの懸念	買い手否認（「自白」ナシ）		懸念ナシと判断
		「推測」レベルの懸念		
		上乘せ規定ヒット	基本線	
失効	<span style="color: red;">—</span>	<span style="color: red;">—</span>	<span style="color: red;">—</span>	
事前届出			<span style="color: red;">—</span>	
事後報告			<span style="color: red;">—</span>	
制限ナシ				<span style="color: red;">—</span>

師匠 通常兵器懸念の場合はどうかな？

まず非ホワイト国向けで考えてみよう。

弟子 懸念「確定」は、通常兵器でも失効ですかね。「カラシニコフ製造に使用します」なんてケースを考えると。

「確定」が失効なら、「推測」も基本線はやはり事前届出になりますよね。さてそこで「上乗せ」規定があるかどうか。

師匠 《通常兵器おそれ省令》は包括許可の使用にどんなインパクトがあるだろうか？

弟子 あのキマリだと武器禁輸国は「インフォームと用途要件」、それ以外だと「インフォームのみ」でした。でも包括許可は武器禁輸国向けには使えないから、使える国についていうと「インフォームのみ」。つまり「上乗せ」ナシということですね。

師匠 ホワイト国向けだと？

弟子 やっぱりまずいんじゃないですか？

師匠 実はここに特別なルールがあって、ホワイト国の通常兵器懸念に限っては懸念「確定」でも事後報告でOKとなっている。

弟子 それはちょっと凄いですね。

師匠 なっ、そうだろ？ これを出発点に「推測」レベルの場合を考えてみる。

弟子 「確定」でさえ事後報告でOKなんだから、「推測」でそれより重い取扱いはないでしょう。

だからといって制限ナシもあんまりですから、ここは「裁判長！ 事後報告でどうすか」と。

師匠 いい線だ。今の議論を図にまとめよう。

**【大量破壊兵器懸念に対する社内判断基準】**

ホワイト国； —— 非ホワイト国； ——

通常兵器懸念の場合は上乗せ規定存在せず

	買い手自認（「自白」アリ）	買い手否認（「自白」ナシ）		懸念ナシと判断
	=「確定」レベルの懸念	「推測」レベルの懸念		
		上乗せ規定ヒット	基本線	
失効				
事前届出				
事後報告	<span style="color: green;">——</span>	<span style="color: orange;">——</span>	<span style="color: orange;">——</span>	
制限ナシ				<span style="color: green;">——</span>

◆法則を見つけ出せ

師匠 ケース別の整理はこんな具合だが、そこから何か法則・原則が見出せるかやっごらん。

弟子 第1には、インフォームがどんなケースでも役所が望めば行使できるということ。それだけ頭に入っていれば、「表」を考える際に気にする必要ありません。

第2には、懸念情報のレベルには「確定」と「推測」の2段階があるということ。「確定」時の取扱いがわかれば、「推測」時の「基本線」も自ずと割り出せます。(右表) この「基本線」に加えて「上乘せ」規定の有無に応じて実際の取扱いが決まります。

「確定」		「推測」時の「基本線」
失効	⇒	事前届出
事後報告	⇒	事後報告

つまり「確定」時の取扱いと、「上乘せ」規定の有無さえわかれば、「推測」時の取扱いもすべて論理的に導き出せるわけです。

第3は「上乘せ」規定が存在するのは、非ホワイト国向けの大量破壊兵器懸念だけということです。この「上乘せ」規定にヒットすることを通達の「表」では「おそれがある」と表現しています。「上乘せ」規定にヒットしない（規定が存在しない場合も含めて）は「疑いがある」と表現しています。

第4は「確定」時の取扱い情報。ホワイト国の通常兵器懸念のみ事後報告、あとは失効となっています。

師匠 ではこの4か条に沿って、まとめの表を作ってみてくれ。

弟子 通達の「表」とはスタイルが相当違いますけど、こんな感じでしょうか。

	「確定」時	「推測」時	
		「基本線」	「上乘せ」規定
大量破壊兵器懸念			
ホワイト国向け	失効	事前届出	ナシ
非ホワイト国向け	失効	事前届出	ヒット ⇒ 失効(おそれの場合)
			ヒットせず ⇒ 「基本線」に従う
通常兵器懸念			
ホワイト国向け	事後報告	事後報告	ナシ
非ホワイト国向け	失効	事前届出	ナシ

師匠 いい出来だね。ついでにインフォームにも言及した形で「通達風」の表も作ってみた。

用途		核兵器等の開発等 (WMD 用途)	その他軍사용途 (通常兵器用途)
用いられる(「自白アリ」つまり「懸念性確定」) 場合	White 国	失効	事後報告
	非 White 国	失効	失効
「用いられるおそれ」のある (「自白ナシ」だが、CA 規制の客観要件=「おそれ」規定にヒットの) 場合	White 国	「おそれ」規定ナシ	「おそれ」規定ナシ
	非 White 国	失効	
「用いられる疑いがある」 (「自白ナシ」かつ CA 規制の客観要件=「おそれ」規定にヒットせぬ) 場合	White 国	事前届出	事後報告
	非 White 国	事前届出	事前届出
インフォームがあった場合	White 国	失効	失効
	非 White 国	失効	失効

この整理ならみんな納得できるんじゃないだろうか？